カンボジア現地セミナー (民事実務上の諸問題)

国際協力部教官 内 山 淳

第1 はじめに

2016 年 8 月 11 日から同月 12 日までの 2 日間にわたり,カンボジア王国の首都プノンペンにあるプノンペン・ホテルにおいて,「Seminar on Practice and Procedure of Suit related with Civil Case (民事実務上の諸問題セミナー)」と題し,同国の民法及び民事訴訟法に関する実務上の諸問題 1 についての現地セミナー(以下「本セミナー」という。)を実施した。

第2 本セミナーの内容

1 参加者2

アン・ボン・ワッタナ (Ang Vong Vathana) 司法大臣 チャン・ソティアビ (Chan Sotheavy) 司法省³ 次官 チョロン・プロロン (Chhorn Proloeung) RAJP⁴ 学院長 ブン・ホン (Bun Honn) BAKC⁵ 会長 ルイ・チャンナ (Luy Channa) RULE⁶ 学長 裁判官,弁護士,司法省職員 等

2 日程

8/11 (木) 8:30 開会式

カンボジア国歌斉唱

JICA 代表者挨拶

司法大臣挨拶

9:30 講義 (テーマ1について), 質疑応答

13:30 講義 (テーマ2について), 質疑応答

15:30 講義 (テーマ 3 について), 質疑応答

¹ 民法及び民事訴訟法の条文は、当部ホームページにも掲載。実質的な内容は、日本の民法及び民事 訴訟法と類似。

現在、カンボジアの実務では、民法・民事訴訟法の規定にそぐわない運用がなされている事例も散見されることから、本セミナーのテーマとして取り上げることになった。

² セミナー参加者は,各日約200余名(日本側除く)。日本側の出席者は,JICA 長期派遣専門家,プロジェクト・オフィスのスタッフ,通訳人,当部教官等。

なお、司法大臣、司法省次官、RAJP 学院長、弁護士会長及び RULE 学長は、所用のため、開会式のみ出席。

³ MOJ: Ministry of Justice

⁴ RAJP: Royal Academy for Judicial Professions (王立司法学院)

⁵ BAKC: Bar Association of the Kingdom of Cambodia(カンボジア弁護士会)

⁶ RULE: Royal University of Law and Economics (王立法律経済大学)



開会式

8/12(金)8:30 講義(テーマ4について),質疑応答

13:30 講義 (テーマ 5,6 について),質疑応答

16:30 閉会式

司法省次官挨拶

3 講義内容

(1) 本セミナーでは、「民事実務上の諸問題」と題し、カンボジアの民事実務において実際に問題となっている個別のテーマを取り上げ、事例形式で紹介しながら説明した。

具体的なテーマは,

- 1. 訴状に不備がある場合
- 2. 訴えの提起後,請求を追加する場合
- 3. 原告の求める請求の内容が、訴状に適切に書かれていない場合
- 4. 同じ事件が重複して訴えられた場合
- 5. 本案判決が確定した後、民事保全処分の申立てがあった場合
- 6. 不服申立ての期間を守らない場合

であり、訴状の補正、訴えの変更、裁判所による釈明、重複訴訟、確定力、保全の 必要性、判決の確定、再審等が関連する法律概念となる。

それぞれの説明の中では、基本的な法律概念や手続の流れを確認するとともに、 具体的な事例に則して、実務上の留意点を指摘し、問題解決のための考え方を提示 するなどした。このような構成にすることによって、実務上の問題を考えながら、 民法・民事訴訟法の基本的な理解も再確認できるようにした。







講義風景 (東尾和幸教官)

(2) 質疑応答

各講義では、1つのテーマごとに、質疑応答の時間を設けたところ、以下のような質問が出た。

- ・親権変更(民法 1039条)を求めて通常訴訟を提起して受理されたが、本来は 非訴訟事件として受理すべき事案であった場合(民事非訴訟事件手続法別表 4 項 12号)、訴状の補正によって対処することができるか?
- ・訴状に不備があった場合、当事者が遠方に住んでいると補正させることが難しいが、弁論準備手続等で釈明権を行使することによって補正を促すことができるか?
- ・訴えの変更(民事訴訟法84条)を求める場合,条文上,「書面で」(同条2項) と明示されているのに対し,「求める判決及び請求を特定するのに必要な事実」 (同法75条2項2号)を記載すべきとは明示されておらず,準用規定もないが, 訴えの変更を求める書面にも,訴状と同様に,かかる事実の記載が必要か?
- ・同一の土地について、売買契約に基づく所有権移転登記請求訴訟(前訴)を提起したが、請求が棄却されたため、交換に基づく所有権移転登記請求訴訟(後訴)を提起した場合、後訴には、前訴判決の確定力(民事訴訟法 194条1項)が及ぶか?
- ・判決確定後の再訴は不適法であるから,棄却(民事訴訟法 277 条)ではなく, 却下(民事訴訟法 268 条)とすべきではないか?
- ・判決確定後,同一の訴訟物について保全申立てがなされたが,裁判所は,申立人敗訴の確定判決の存在を知り得ず,申立てに応じた仮処分決定を出したため,相手方は,保全処分の執行停止の申立て(民事訴訟法551条)をしようとしたものの,間に合わなかった場合,相手方はどのように保護されるのか?
- ・控訴期間満了後, 敗訴当事者が控訴状を出した場合, それより後に, 勝訴当事者が, 強制執行のための執行文付与の申立てをすることができるか?
- ・逆に,勝訴当事者が執行文付与の申立てをしていたが,控訴期間満了後,敗訴

当事者が控訴状を出した場合,執行文付与の申立てに関する手続は中断されるのか?





会場の様子1

会場の様子2

第3 おわりに

本セミナーでは、これまでの現地セミナーと異なり、個々の法令や法制度をテーマとして取り上げて体系的な説明を行うのではなく、カンボジアの実務で現実に問題となっている「旬」のテーマを取り上げた。

このようなセミナーのテーマ設定は、カンボジア側からの要望を踏まえたものであるが、 予想以上に好評だったようであり、事後のアンケート等によると、引き続き、民事実務上 の諸問題を取り上げて、理解の促進や現状の改善に資するようなセミナーを開催してほし いとの声が多いようである。

実際にも、質疑応答では、単に講義内容をもう少し分かりやすく説明し直してほしいというような質問はほとんどなく、講義内容を理解していることを前提にした質問が多かった。このことは、民法・民事訴訟法について、カンボジアの法律実務家の理解が着実に進んでいることを示唆しているように思われる。

法律に携わる人材の育成には、時間が掛かる。しかし、カンボジア司法の最前線で活躍している法律実務家の質が向上しているということは、長年にわたる法整備支援がしっかりと実を結んでいることの証左であるといえる。

最後に、本セミナーの開催に御尽力いただいた長期派遣専門家を始めとするプロジェクト・オフィスの皆さん、JICA 関係者の皆さん、通訳人の先生、その他多くの関係者の方々に対し、改めて心から御礼を申し上げたい。ありがとうございました。

以上